

勝浦市都市下水路条例

昭和五十九年三月二十七日

条例第八号

(趣旨)

第一条 この条例において、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、都市下水路の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、「下水」及び「都市下水路」とは、それぞれ法第二条第一号に規定する下水及び同条第五号に規定する都市下水路をいう。

(都市下水路の設置)

第三条 本市に、次のとおり都市下水路を設置する。

都市下水路の名称	起点	終点
勝浦市第一号都市下水路(出水都市下水路)	勝浦市墨名字小家名八〇一番一六地先	勝浦市出水字保羅口一〇六四番地先
勝浦市第二号都市下水路(興津東都市下水路)	勝浦市興津字中村二五二八番地先	勝浦市興津字土井口一一七五番二地先

勝浦市都市下水路条例施行規則

昭和五十九年三月三十一日

規則第十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、勝浦市都市下水路条例(昭和五十九年勝浦市条例第八号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

勝浦市第三号都市下水路(興津都市下水路)	勝浦市興津字東町通 二六九七番一地先	勝浦市興津字平田三 〇四番一地先
勝浦市第四号都市下水路(串浜都市下水路)	勝浦市串浜字春日浦 一二四二番一地先	勝浦市串浜字走合一 二九八番一六地先
勝浦市第五号都市下水路(新官都市下水路)	勝浦市新官字中島一 四六一番地先	勝浦市新官字新官谷 三九六番四地先
勝浦市第六号都市下水路(鷺原都市下水路)	勝浦市鷺原字臺ノ谷七 六六番地先	勝浦市鷺原字池ノ谷一 六六〇番二地先

(行為の許可)

第四条 法第二十九条第一項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

一 施設又は工作物その他の物件(以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図

二 物件の配置及び構造を表示した図面

2 前項の申請書の様式は規則で定める。

(許可を要しない軽微な変更)

第五条 法第二十九条第一項の条例で定める軽微な変更は、都市下水路の施設の機能を妨げ、又は、その施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に

(行為の許可申請)

第二条 条例第四条第一項の規定による申請は、物件設置(変更)許可申請書(別記第一号様式)によるものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは内容を調査し、その適否を決定し物件設置(変更)許可決定通知書(別記第二号様式)により通知する。

限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占有)

第六条 都市下水路の敷地又は施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して都市下水路の敷地又は施設を占有しようとする者は、占有許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第二十九条第一項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 前項の占有の許可を受けた事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の前項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、前項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものについては、この限りでない。

(占有許可申請)

第三条 条例第六条第一項の規定により占有の許可を受けようとする者は、都市下水路敷占有許可申請書(別記第三号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一 施設又は工作物その他の物件(以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図

二 物件の配置及び構造を表示した図面

2 市長は、前項の規定により申請のあったときは、内容を調査し、その適否を決定し都市下水路敷占有許可決定通知書(別記第四号様式)により通知する。

(都市下水路敷占有変更・廃止届)

第四条 占有者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく条例第六条第二項の規定により都市下水路敷占有(変更・廃止)届(別記第五号様式)を市長に提出しなければならない。

一 占有を変更又は廃止しようとするとき

二 占有者がその住所又は氏名を変更したとき

三 相続等により、占有を承継したとき

四 法人である占有者が合併又は解散したとき

3 市は第一項の占用の許可を受けた者から、勝浦市道路占用料徴収条例(昭和三十一年勝浦市条例第七十八号)に準じ占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

- 一 都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件
- 二 国又は地方公共団体が行う事業により占用するとき。

4 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは前項の占用料を減免することができる。

5 第一項の占用許可申請書の様式は規則で定める。

(原状回復)

第七条 前条第一項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長において認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前条第一項の占用の許可を受けた者に対して前項の原状回復又は原状に回復することが、不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第八条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しく

(占用料の減免)

第五条 条例第六条第四項の規定により、占用料の減免を受けようとする者は、都市下水路敷占用料減免申請書(別記第六号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査しその適否を決定し、都市下水路敷占用料減免決定通知書(別記第七号様式)により通知する。

はその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復を命ずることができる。

一 この条例又は、この条例の規定に基づく処分に違反している者

二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合には、この条例の規定による許可を受けたものに対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 都市下水路の保全又は一般の利用上著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する者は一万円以下の過料に処する。

一 第四条第一項の規定による申請書又は図面で不実の記載の

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

あるものを提出した申請者

二 第七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第八条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第十一条 偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に都市下水路の敷地又は施設に関し権原に基づき第六条第一項に規定する占用物件を設けている者(工事中の者を含む。)がある場合においては、その権原に基づいてなお当該占用物件を設けることができるものとされている期間に限り、従前と同様の条件により、当該占用物件の設置について、同項の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和六三年三月二四日条例第一四号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月二四日条例第二一号)

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年六月一日規則第一六号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの規則に定められている様式については、当分の間、これを使用できるものとする。

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。